



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年3月26日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第4号様式

流財活第173号

平成30年3月6日

流山市監査委員 佐々木 健一様

流山市監査委員 海老原 功一様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年2月15日付け、流監第77号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成 3 0 年 2 月 1 5 日 ・ 流監第 7 7 号		
監 査 の 種 別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総務部財産活用課	意見	<p>契約保証金については、規則第 1 4 6 条第 1 項により、「契約を締結しようとするときは、直ちに契約者をして契約金額の 1 0 分の 1 以上の契約保証金を納付させなければならない」と規定されている。ただし、同条第 4 項各号に該当するときは、「契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる」と規定されており、同条第 5 項で、「予算執行者は、前項の規定により契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠法令の条項を記載しなければならない」としている。</p> <p>今回の監査では、対象となった随意契約全体で契約保証金を免除しているものの、根拠法令の条項を関係書類に記載していない事例が多く見受けられた。その要因として、これまで法令との齟齬に気が付かないまま事務処理を行っていたことや現行の関係書類の様式に記載する項目がないことなどが考えられ</p>	<p>当該指摘事項については、「予算執行伺書」の契約保証金欄に根拠法令を明記ができるように様式の一部改正を行い、平成 3 0 年 1 月 9 日付けで、契約保証金欄の記載方法等について、全庁へ周知を図りました。</p>

	<p>る。 このことから、各部局においては法令に基づき適正な契約事務を行うことはもとより、契約事務の指導を所掌する部局においては、予算執行伺書や契約締結等記録表などの関係書類の様式を見直すとともに、随意契約を含む契約事務全般の手続について職員への周知徹底を図られたい。</p>	
--	--	--

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。  
表示は、「指摘」又は「意見」とする。